【令和8年1月~】収入証紙廃止後の手数料の支払いについて

(消防設備士免状関係)

山梨県収入証紙の販売終了に伴い、令和8年1月から消防設備士免状の交付・書換え・再交付の申請にかかる手数料の支払い方法は、窓口収納に変更されます。

手続きの流れ

- ① 支払いに必要な「納付連絡票」(バーコード)を入手してください。
 - ※本チラシ裏面などに表示
- ②「納付連絡票」を収納窓口に持参し、手数料を支払い、「納付済証」を受け取ってください。
 - ※納付連絡票の該当する手数料のチェック欄に図を入れ、収納窓口に提示してください。(チェック欄がない場合は不要)
 - ※領収証の交付を希望する場合は、必ず現金での納付としてください。
- ③ 申請書に「納付済証」を貼付し、申請窓口(消防試験研究センター山梨県支部)に提出してください。
 - ※必ず<納付済証>の表示を確認してください。(「納付済証」は収入証紙に代わる大切な書類です。再交付はできません)

収納窓口(専用レジ)の設置場所 以下の窓口でお支払い手続きをしてください。

	設置場所	住所		設置場所	住所
1	山梨県庁(別館1階)	甲府市丸の内1丁目6-1	9	甲府警察署	甲府市中央1丁目10-1
	(出納局会計課)		10	南甲府警察署	甲府市中小河原町404-1
2	北巨摩合同庁舎(1階)	韮崎市本町4丁目2-4	11	南アルプス警察署	南アルプス市十五所759-2
	(中北保健福祉事務所)		12	甲斐警察署	甲斐市志田670
3	東山梨合同庁舎(1階)	山梨市下井尻126-1	13	北杜警察署	北杜市長坂町長坂上条2575-79
	(峡東保健福祉事務所)		14	鰍沢警察署	南巨摩郡富士川町最勝寺1306
4	東八代合同庁舎(1階)	笛吹市石和町広瀬785	15	南部警察署	南巨摩郡南部町南部9335-1
	(総合県税事務所)		16	下山駐在所	南巨摩郡身延町下山11353-4
5	南巨摩合同庁舎(1階)	南巨摩郡富士川町鰍沢771-2	17	笛吹警察署	笛吹市石和町市部555
	(峡南地域県民センター)		18	日下部警察署	山梨市北261
6	西八代合同庁舎(1階)	西八代郡市川三郷町高田111-1	19	富士吉田警察署	富士吉田市旭1丁目5-1
	(峡南地域県民センター西八代)		20	大月警察署	大月市大月町真木197-3
7	南都留合同庁舎(1階)	都留市田原2丁目13-43	21	上野原警察署	上野原市上野原3819
	(富士・東部県民センター)		※ 取扱:月~金(年末年始、祝日除く)1~8窓口8:30~17:15、9~21窓口9:00~16:00		
8	富士吉田合同庁舎(1階)	富士吉田市上吉田1丁目2-5	※ 支払方法:現金・クレジットカード・電子マネー・コード決済 (領収書の発行が必要な場合は、現金でお支払いください)		
	(富士・東部保健福祉事務所)				

※ 支払方法の詳細は出納局会計課ホームページをご確認ください。→

6

お問い合わせ先等

【申請窓口】(申請手続きについてのお問い合わせ先)(県外在住など窓口納付が難しい場合はご相談ください)

一般財団法人 消防試験研究センター山梨県支部 (TEL:055-253-0099)

(申請書送付先:〒400-0026 甲府市塩部 2-2-15 湯村自動車学校敷地内)

【当手数料に関してのお問合せ先】

山梨県 防災局 消防保安課 (TEL:055-223-1434)

【収入証紙の廃止、未使用証紙の払戻し、誤納手数料の還付、納付方法など手数料制度全般に関してのお問合せ先】 山梨県 出納局会計課 (TEL:055-223-1308)

納付連絡票(消防設備士免状関係)

チェック欄 チェック欄 納付連絡票 ① 納付連絡票 ② 消防設備士免状 消防設備士 免状交付手数料 **| 換え手数料(氏名、本籍等**一般) ¥2,900 ¥700 金額 金額 略称:消設免状書換(氏名等) 略称:消設免状交付手数料 チェック欄 チェック欄 納付連絡票 ④ 納付連絡票 ③ 消防設備士免状 消防設備士免状 書換え手数料(写真) 再交付手数料 ¥1,900 ¥1,600 余額 余額 略称:消設免状書換(写真) 略称:消設免状再交付手数料

- ※ 該当する手数料(バーコード)のチェック欄に図を入れ、窓口に提示して手数料を支払ってください。
- ※ チェック図は1箇所のみとしてください。(チラシ1枚につき1件の納付の取扱いになります)
- ・写真書換と氏名本籍等の書換を同時に申請する場合には、納付連絡票③に図を入れ1,600円を納付してください。
- ・再交付と氏名・本籍等の書換を同時に申請する場合には、納付連絡票④に図を入れ1,900円を納付してください。

【領収書について】

※キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。

領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。

(キャッシュレスの場合は利用明細書の発行となります)

【納付済証について】

※申請書には、収入証紙の代わりに「納付済証」を貼付ください。

必ず、上部の<納付済証>の表記があるものを使用してください。

※「納付済証」は収入証紙に代わる大切な書類です。

再交付はできませんのでご注意ください。

(納付済証見本)

